

令和5年10月1日からはインボイス制度が開始されます。また、電子帳簿保存法のうち、電子データ保存の義務化についての猶予期間が令和5年12月31日に終了します。これらの対応を支援するIT導入補助金の制度をご紹介します。

IT導入補助金【デジタル化基盤導入類型】

補助額	5万円～350万円	
	このうち5万～50万円以下部分	このうち50万円超～350万円部分
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上
補助率	3/4以内	2/3以内
対象ソフトウェア	会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト	
補助対象	ソフトウェア購入費・クラウド利用費（最大2年分） 導入関連費、ハードウェア購入費*	

*ハードウェア購入費は、単体申請不可。ソフトウェアの導入に併せて購入する場合に限り、パソコン等は10万円、レジなどは20万円を上限に補助

IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）の交付申請の最終締め切りは令和5年1月19日（予定）となっておりますので、ご希望の場合はお早めに担当者へご相談ください。

また、これまでの通常枠（A・B類型）に加え、デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）、セキュリティ推進対策枠もありますので詳しくはIT導入補助金HP (<https://www.it-hojo.jp/first-one/>) をご覧ください。

この度、税理士法人石井会計は「税務会計だけでなく財務支援、補助金支援、事業承継支援など中小企業支援に積極的に取り組んだ会計事務所」として経営革新等支援機関推進協議会より全国TOP100事務所として表彰を受けました。名だたる全国の会計事務所の中、岡山県で表彰を受けた2事務所のうちの1事務所となれたことに大変喜びを感じます。

ウィズコロナの時代であり、国際情勢も不安定な中、原油価格の高騰や円安の影響もある環境下、経営者の皆様にとって経営の舵取りの難易度が高まっている状況かと思えます。

石井会計では、引き続き税務会計はもちろんのこと、お客様の経営のお手伝いとして、お客様の夢を実現するための経営計画策定支援、事業再構築をはじめとした補助金の支援、V字回復のための経営改善計画策定支援、税制優遇の支援、M&A関連の支援、相続事業承継の支援、保険の活用などのご支援を必死に取り組んでまいります。

何かご相談事などございましたら、お気軽にご連絡ください。



経営支援チーム
中小企業診断士 樋之津